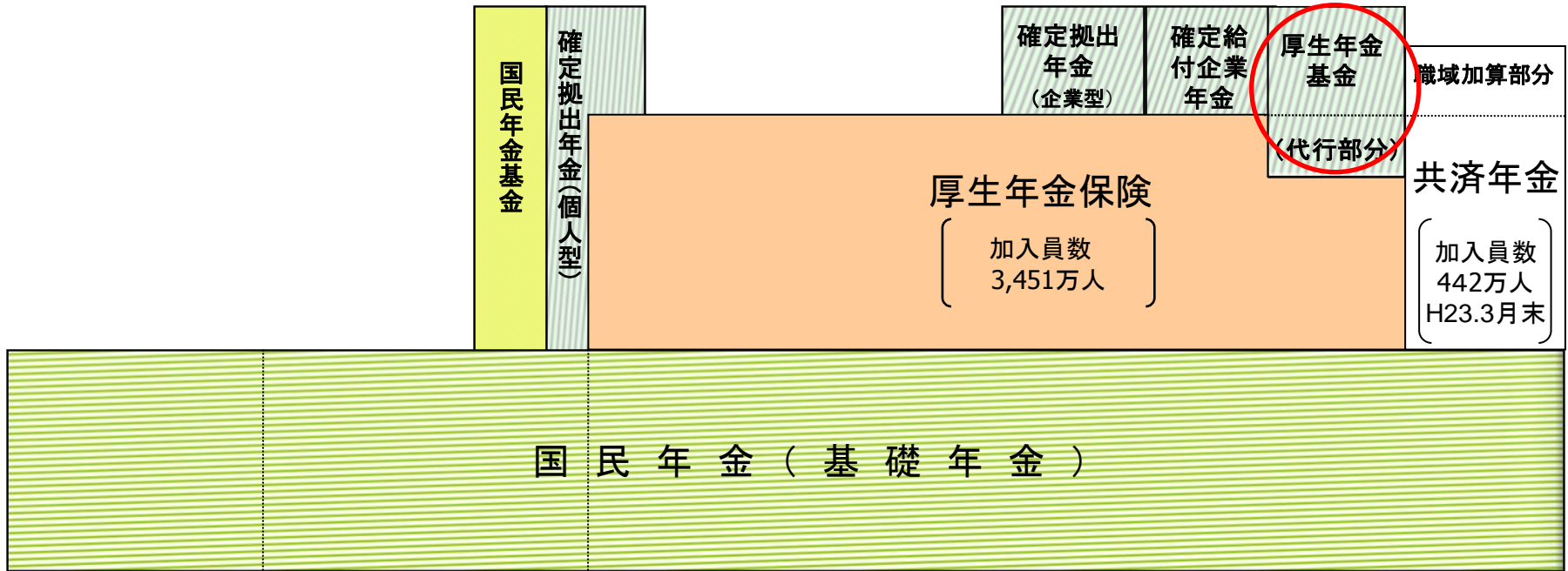


厚生年金基金に関する基礎資料

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成24年3月末)

加入員数 52万人	加入者数 13万人	加入者数 421万人	加入者数 801万人	加入員数 437万人
--------------	--------------	---------------	---------------	---------------



第2号被保険者の被扶養配偶者 978万人	自営業者等 1,904万人	民間サラリーマン 3,893万人	公務員等
第3号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者等	

6,775万人

企業年金制度等の現状

○ 厚生年金基金

- ・加入員数 約440万人
- ・件数 577基金
- ・資産残高 約27兆円

（厚生年金基金 約17兆円
企業年金連合会 約10兆円）

○ 確定給付企業年金

- ・加入者数 約800万人
- ・件数 14,985件
- ・資産残高 約45兆円

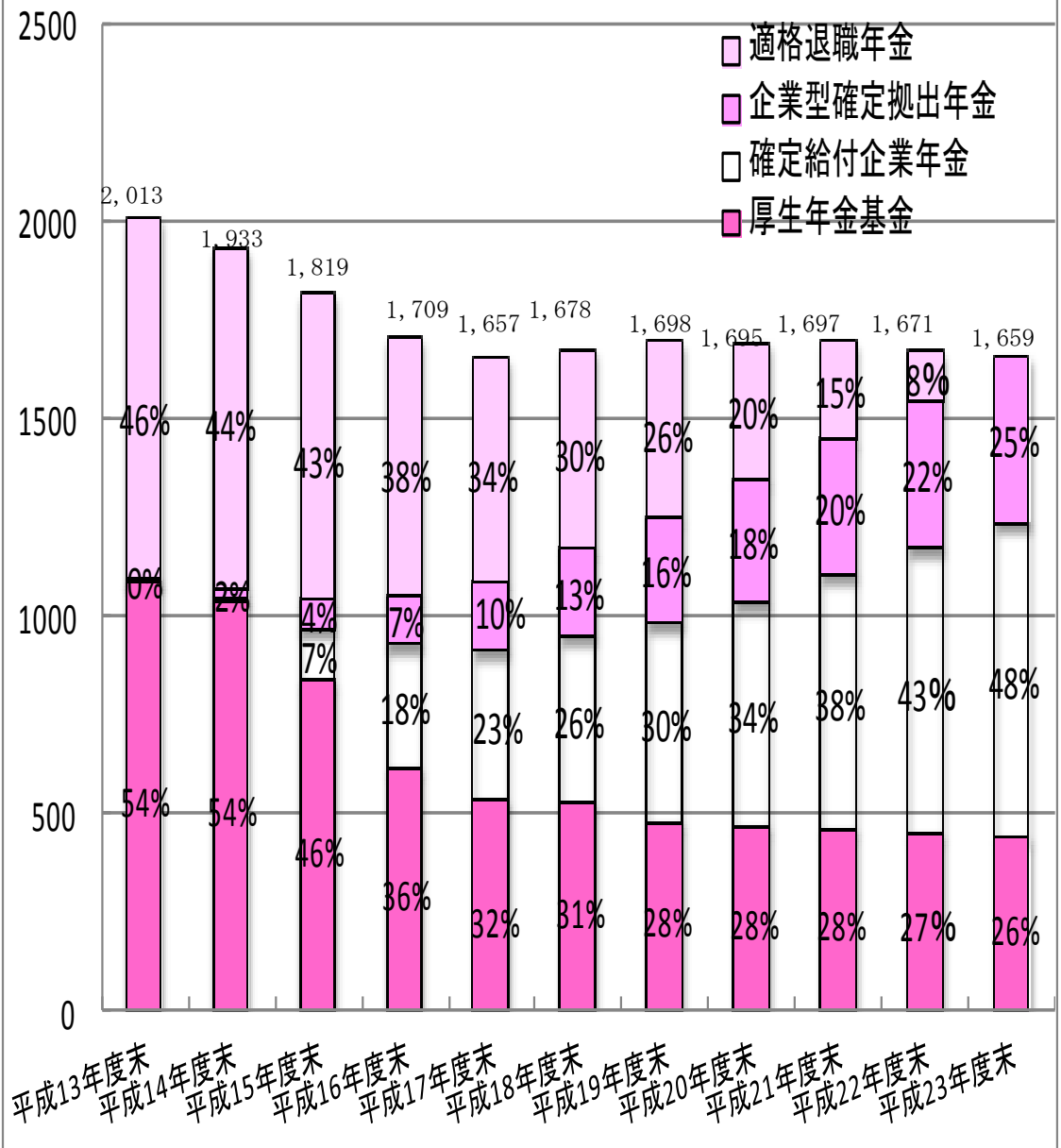
○ 確定拠出年金

- ・加入者数 企業型 約420万人
個人型 約13万人
- ・件数 4,135件
- ・資産残高 約5兆5000億円

※ 数値は平成23年度末時点のもの。

※ 適格退職年金は2012年(平成24年)3月31日で廃止された。

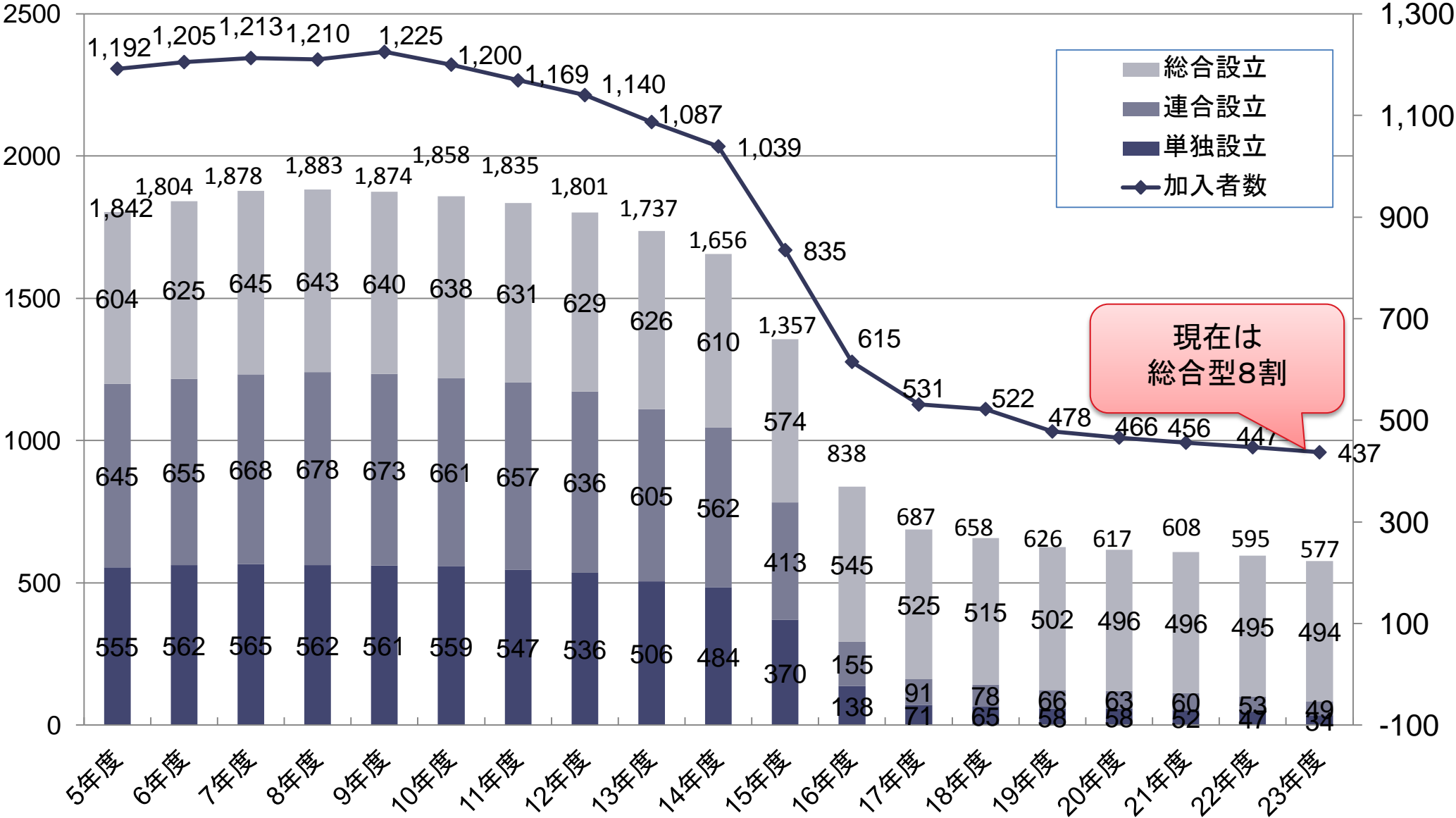
(万人)



厚生年金基金数と加入員数

基金数

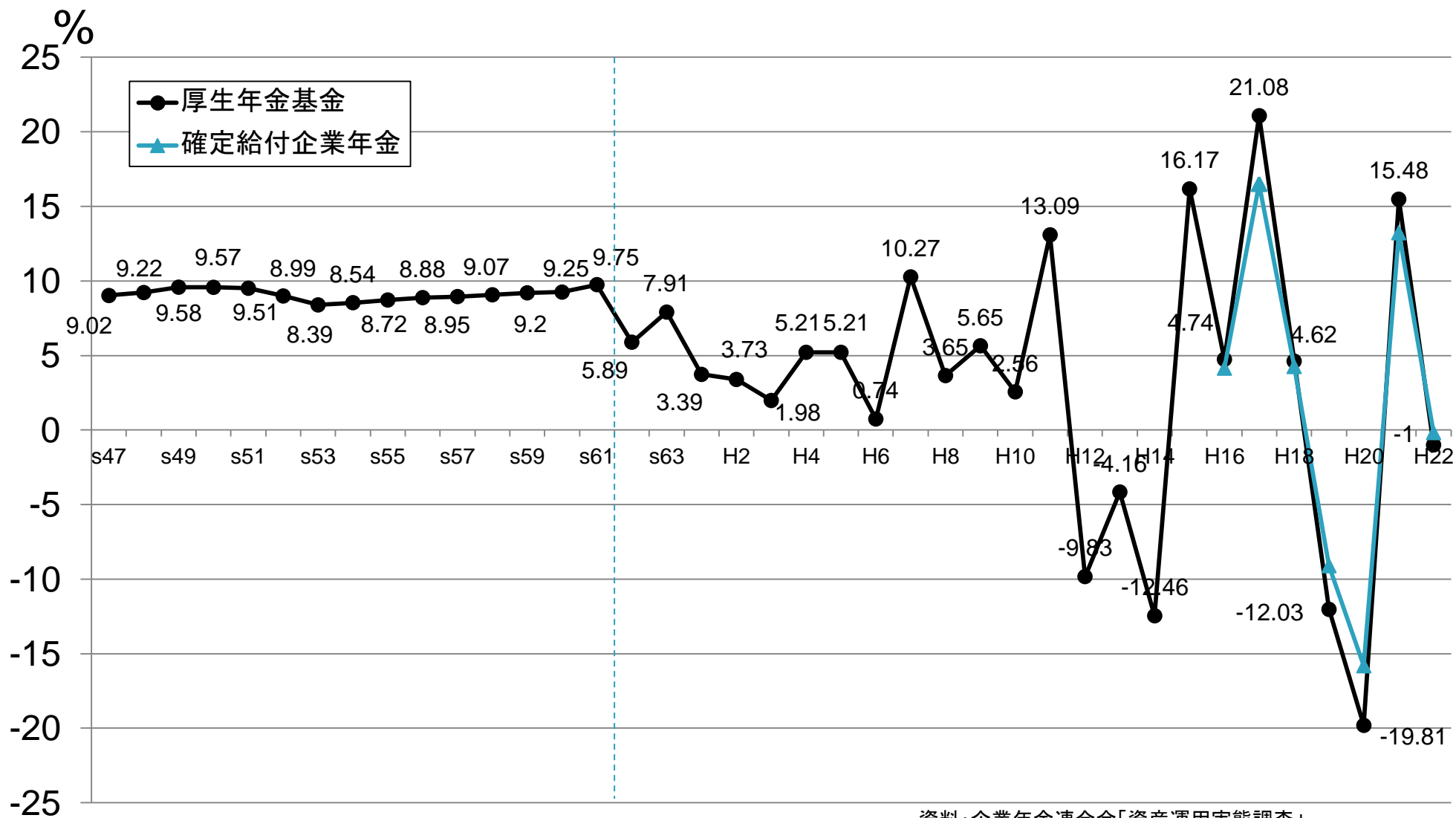
加入員数(万人)



現在は
総合型8割

H14年度以降の解散302、代行(過去)返上839基金

企業年金の運用実績の推移



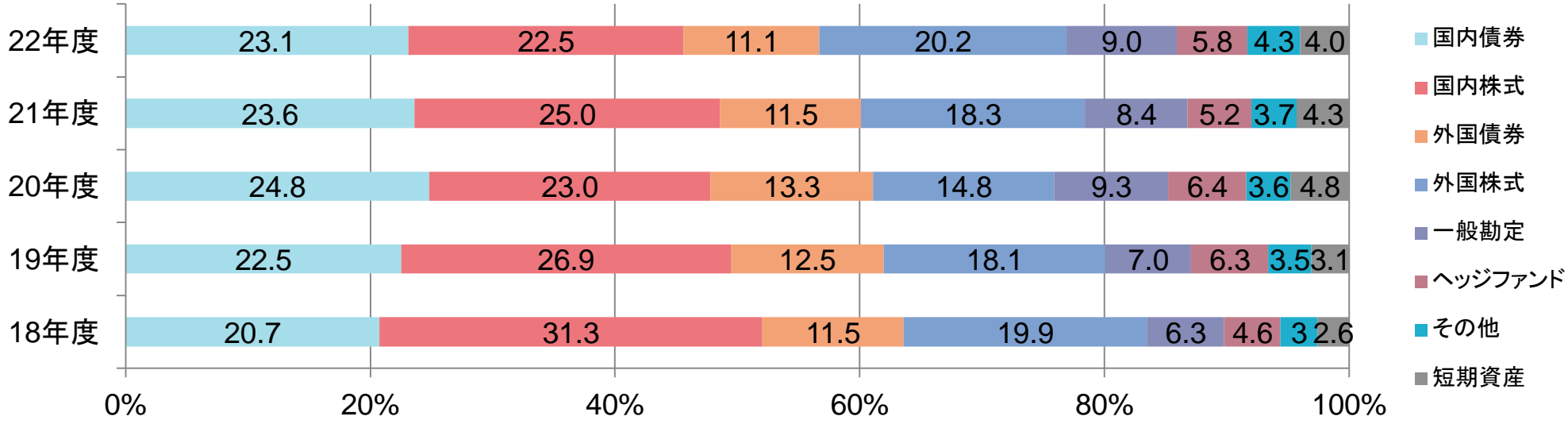
資料:企業年金連合会「資産運用実態調査」
(厚生年金基金連合会「厚生年金基金等事業年報」)

注1:昭和62年度以降は、修正総合利回りの数値。

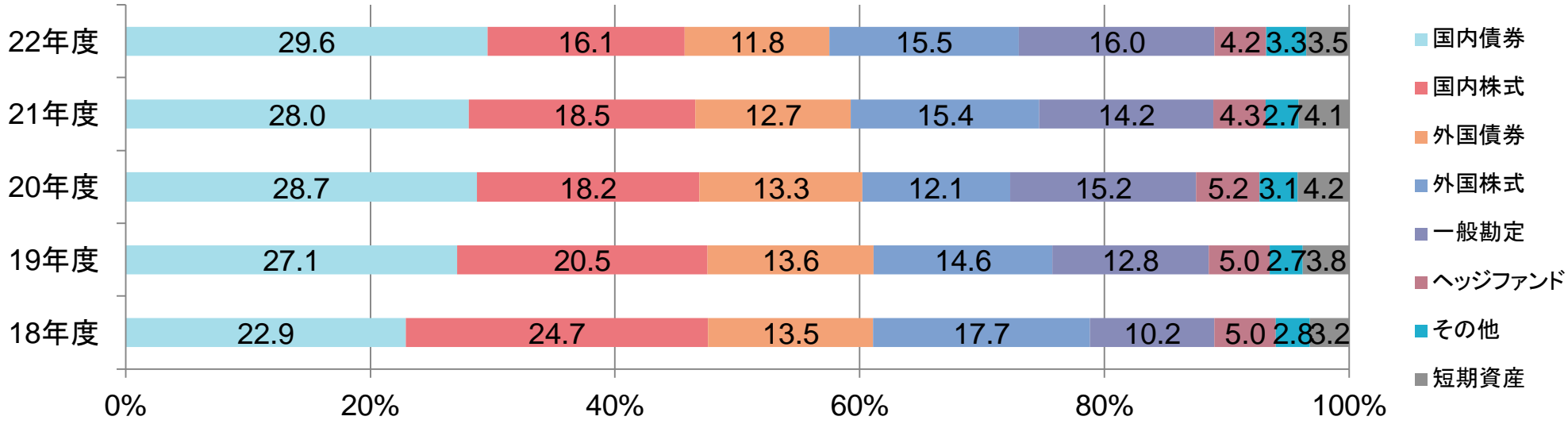
注2:修正総合利回り = 総合収益 / 期中平均残高 (修正平均残高) × 100

【企業年金の資産構成割合の推移】

■厚生年金基金



■確定給付企業年金



資料:企業年金に関する基礎資料(平成23年12月)企業年金連合会

厚生年金基金における指定基金制度について

1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

- 積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。
(平成17年度から実施)

(指定の要件)

- 次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。
 - ・3事業年度の決算において、連続して、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の9割を下回った基金。
 - ・直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の8割を下回った基金。

2. 指定基金の概況

○指定基金総数：81基金（平成23年12月1日現在）

【参考】：厚生年金基金総数：582基金

うち、平成23年度に新たに指定（11月30日付け）：31基金

平成22年度に指定：47基金

平成21年度以前に指定：3基金

※ なお、指定が行われた基金においても、受給者の給付は上乗せ部分も含め、引き続き行われる。

指定基金の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定基金数	20	6	3	3	3	50	81
指定	20	1	0	0	0	48	31
解除	0	15	0	0	0	1	0
指定基金の解散	0	0	3	0	0	0	0
平均代行割れ額 (億円)(注)	50.8	45.6	50.0	109.4	159.9	72.9	54.6
主な業種	運輸、繊維、 製造	運輸、製造	運輸	運輸	運輸	運輸、繊維、 製造、建設、 石油	運輸、繊維、 製造、建設、 石油

(注) 平均代行割れ額は各年度の前年度における額。

厚生年金基金における解散手続きについて

○ 厚生年金基金は、次のいずれかに該当するとき、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

<法律>

- 1 代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決。
- 2 基金の事業の継続が不能のとき(この場合は同意・代議員会の手続きを要しない)。

<通知>

ただし、1については次の解散理由及び解散手続きに関する基準を満たすときに限る。

〈解散理由〉 次の①～⑤にいずれかに該当する場合。

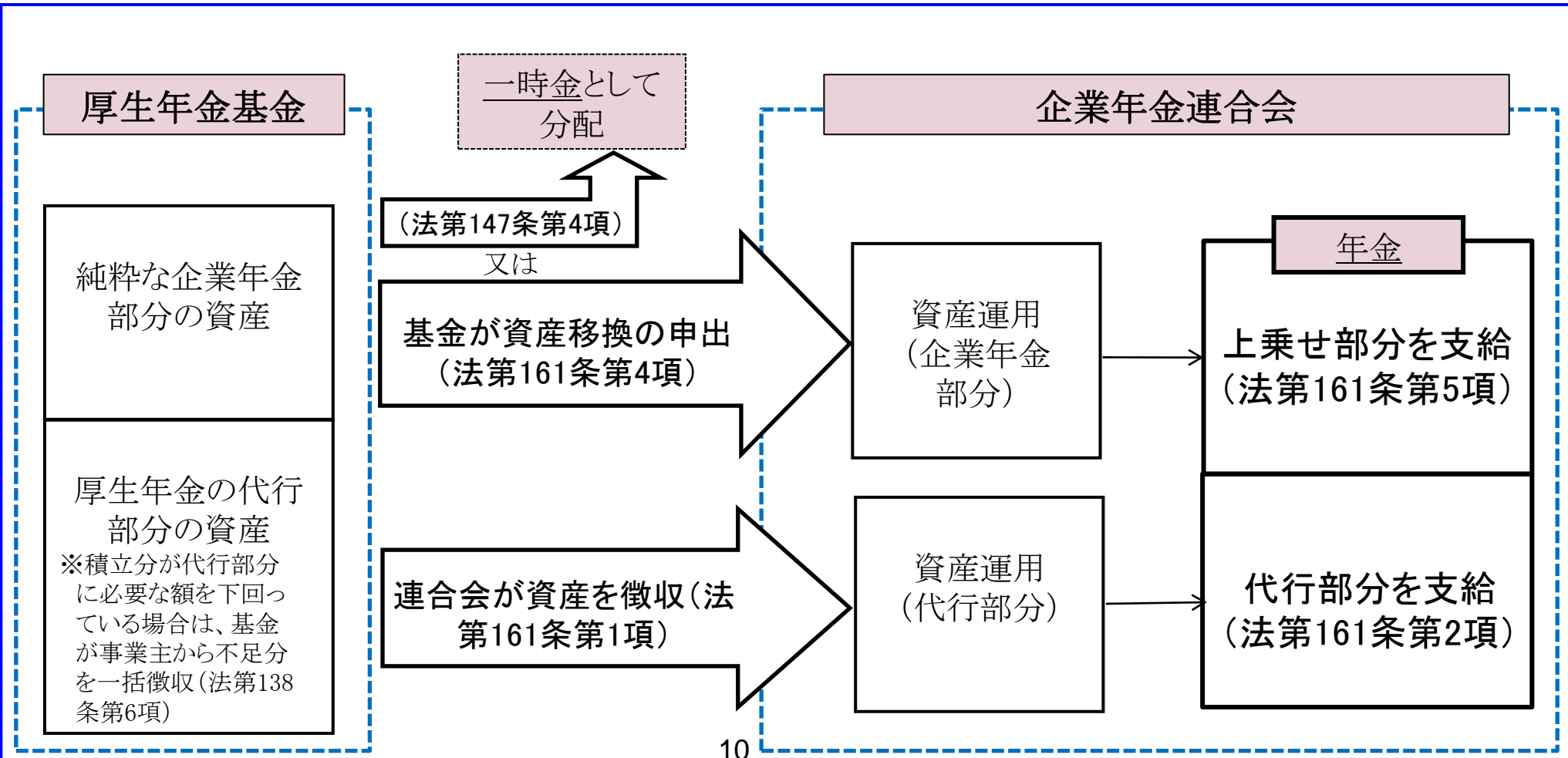
- ① 経営状況が債務超過の状態が続くなど、著しく悪化していること(連合・総合は大半が悪化)。
- ② 加入員数の減少、高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇し、掛金負担が困難であること。
- ③ 加入員数が、設立認可基準に比べ著しく減少し、基金の運営が困難であること。
- ④ 残余財産を確定拠出年金に移換し、基金の運営が困難であること。
- ⑤ その他、設立の事情変更等により基金の運営が困難であること。

〈解散手続〉 代議員会における議決の前に、①～④の全ての手続きを終了していること。

- ① 全設立事業所の事業主の4分の3以上の同意。
- ② 加入員総数の4分の3以上の同意。
- ③ 全受給者への解散理由等に係る説明。
- ④ 設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意。

厚生年金基金の解散後の給付(通常の解散の場合)

- 厚生年金基金が解散する場合、代行給付に必要な額で、解散時に最低限保有していなければならない額を、一括して企業年金連合会に納付する。
 - ◆ 代行部分については、連合会から支給。
 - ◆ 純粋な企業年金部分については、加入員又は受給者が、年金又は一時金として受け取ることを選択。年金を選択した場合は、連合会に資産を移し、将来、連合会から支給。



厚生年金基金の特例解散

- 厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとされている。
- 今般、運用環境の悪化により厚生年金基金の財政状況が厳しくなっていることを踏まえ、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金について、当該返還額の分割納付・返還額に関する特例を設けることとする。

1. 返還額の分割納付に関する特例

返還額から解散基金が既に保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、納付計画の承認を得れば、原則5年(やむを得ない事情がある場合は10年)以内の期間で分割納付が可能。

分割納付期間中に予定通りに納付できないやむを得ない事情が認められた場合は、分割納付期間の延長(最大15年間まで)も可能とする。

2. 返還額に関する特例

現行ルールで計算した額と特例額とを比較して低い方を選択できる。

現行ルール額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について、一定の利回り(H11年までは5.5%・H12年以降は厚生年金の実績運用利回り)で資産を運用できたものとして、運用益を付加した額
特例額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について厚生年金の実績運用利回りで運用益を付加した額と現有資産との大きい方の額

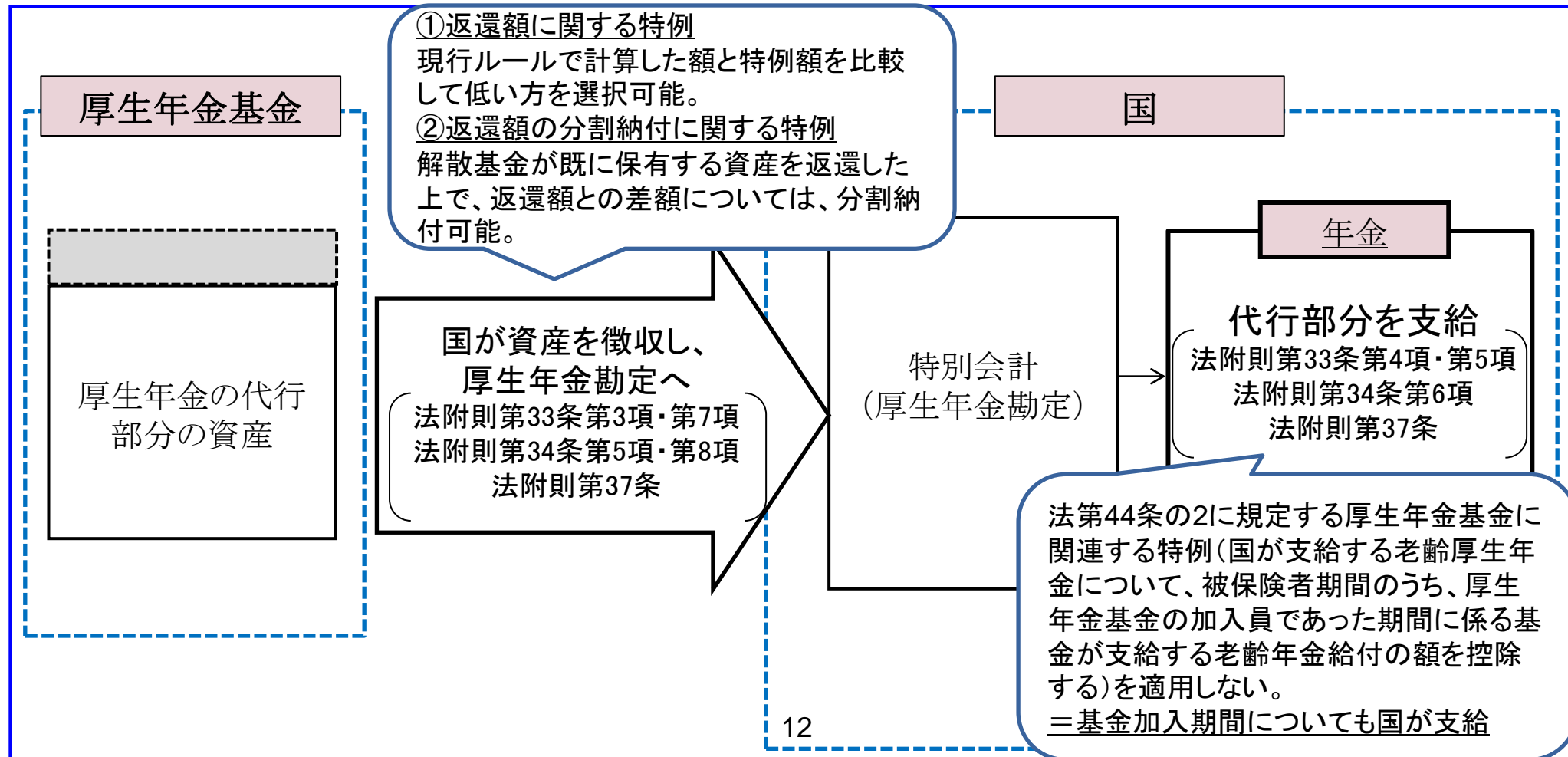
※ 今回の解散特例措置は、H17年度からH19年度まで同様の措置を実施。当時11基金が特例措置により解散し、現時点で3基金が分割納付中。総合型基金の一つにおいて、分割納付中に事業所の倒産が相次ぎ、当該倒産事業所が本来負担すべき額が他の事業所に上乗せされるケースが生じ、納付計画の変更が必要となっていることを踏まえ、今回は以下の点を改善。

- ・ 分割納付期間について、現在の最長10年から最長15年へと延長する(法に明記)
- ・ 分割返済中に倒産した事業所が生じた場合は、他の分割返済中の事業所のみでなく、一括返済した事業所においても負担するよう指導していく(省令に明記)。

厚生年金基金の解散後の給付(特例解散の場合)

○ 厚生年金基金が解散する場合、代行給付に必要な額で、解散時に最低限保有していなければならない額を一括して企業年金連合会に納付することとされているが、代行給付に要する費用に相当する資産を有していない基金については、当該額に関する特例・分割納付を用い、国に返還し、解散することができる(平成23年8月～平成28年8月)。

◆ 代行部分については、国から支給。

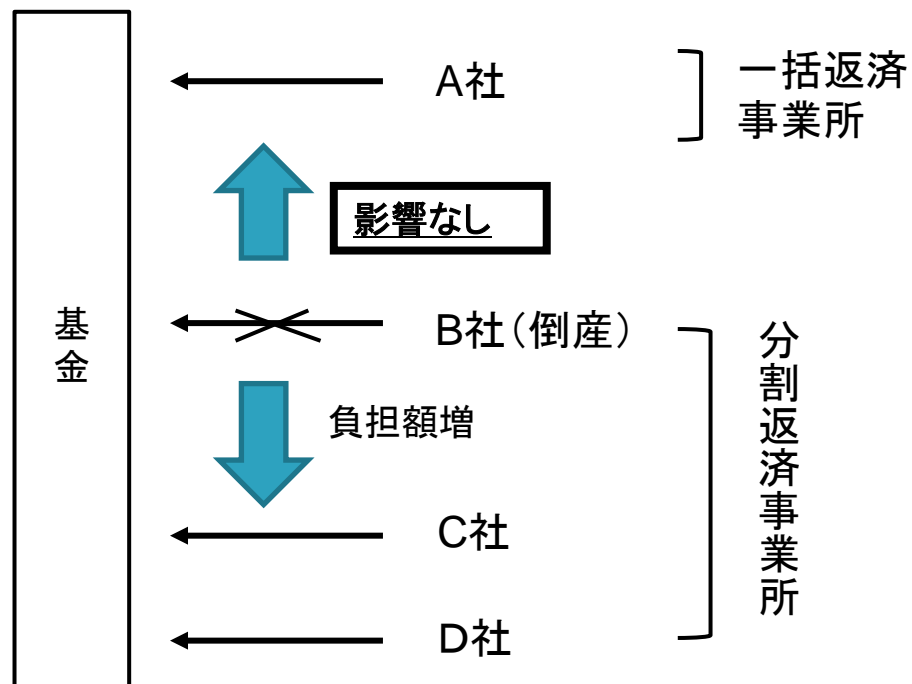


厚生年金基金の特例解散における事業所間の負担の在り方

前回の特例措置

(平成17年～平成20年)〈3年間〉

※B社の負担をC社とD社で穴埋め

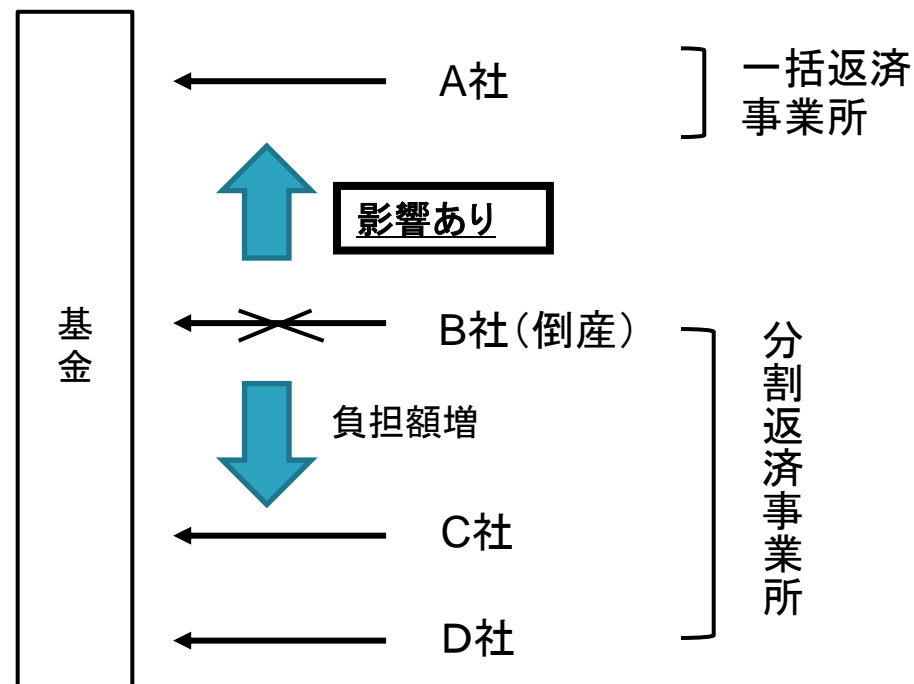


返済期間: 最長10年

今回の特例措置

(平成23年～平成28年)〈5年間〉

※B社の負担をA社とC社とD社で穴埋め



返済期間: 最長15年